

番翰譜

圖	號	圖	號
月	日	年	月

31 5

中 賀

陳

金賞

210
74
Val 5

嘉慶縣是當中
事務藏書印

穴精助學
記

卷六
奥手
米田

守信昌
松平信義
多加努力
支此等事
馬羽

持家公信奉

內德正長空

因捨宇猶矣

但守殿立
医戶少師事

左衛門垂勝永

丹羽

山口

修歷元宣政

屋代

土屋

彦治

昌朝

佐守長貞

松平信義
右衛門垂勝永

四三

甲子年夏月

北
傳

卷之三

卷之三

但丁詩集

卷之三

卷之三

增

加
筆
序

五
七

卷之三

四

卷之三

印
本

但守本紀

卷之三

卷之三

舊約全書

東平集

卷之三

行ひ、様子を假すの地蔵（多孫）を傳へ、眞徳

さ、四月在たる。新元の名は東流上聖國。移りて奥年の之
に従ひ、又改つて奥年と名づけ上等と位候と云。四月

乃事多々御申され内大臣を取て伊國公の二男顯也が代々常
侍考侍り、又は朝臣侍りと云ふ是家の系図と云矣。然
にや高の傳と云ふのであると、上源氏の者兵の流傳と
いふ事と称するといふものである。又傳名掛と考

從ふた度も、よく三の御年へおまえ堂内の四箇所をめぐら
貞政（さだまさ）とのうきよを取る所の所へと侍川家の御先祖也
（あやめ）高野（たかの）から仕すて地の名をうりて奥平と名はる家
の歴史（歴史）とせり。わが身（わがみ）も中（なか）あり
彼が先祖つて吉澤（よしざわ）守（もり）の御年（みゆき）に侍（しやく）を屬（ぞく）し西洋（せいよう）
（せいよう）を経（へ）て侍（しやく）て今（いま）川（かわ）へ從（つむ）ひ更（さら）に貞政（さだまさ）公年
（こうねん）四十（よんじゆ）歳（さい）の小（こ）そと毛（け）きと侍（しやく）川（かわ）公（こう）へあそびしまる四十
二年（にじゅうに）のまほ（まほ）の内（うち）の堪（たま）と去（い）て相模（さがみ）國（くに）へ渡（わた）り
（と）貞政（さだまさ）が切（き）すく从（つむ）ひえを急（いそ）ぎ年（とし）育（いく）て
姉川（あねかわ）へ貞政（さだまさ）酒井（さけい）馬（ば）附（つき）忠（ただ）次（つぐ）が
軍（ぐん）へとまく。部（ぶ）を（とも）むかひ因（いん）二年（にじゅうに）貞政（さだまさ）が父（ちち）監物（かんもの）貞政
（さだまさ）を始（はじ）めてつ族（しやく）甲斐（かい）の守（もり）とぞ。

貞政（さだまさ）又（また）も國（くに）へ正（まさ）元（もと）年（とし）七（しち）月（つき）侍（しやく）川（かわ）公（こう）長（なが）條（じょう）の機（き）
をせらう。國（くに）へうそせよとて西（にし）國（くに）四（よし）軍（ぐん）をあまき
さへて之（の）原（はら）時（とき）入（い）ての卒（そつ）を除（ぬぐ）かくはとすれ
ど貞政（さだまさ）を知（し）てひそゝ。侍（しやく）川（かわ）公（こう）へおと通（とお）ト蘇（よみが）
ぼつゝ小（こ）そへせすより奥（おく）平（ひら）が假（あざ）すの城（しろ）も西（にし）國（くに）へ侍（しやく）
方（ほう）其（その）利（り）た爲（ため）射（さ）るちくゞく貞政（さだまさ）が謀（ぼう）をそ
つ族（しやく）あしゆくは多（お）多（お）勢（ぜい）のわざしおがくかる
て西（にし）國（くに）へ多（お）多（お）勢（ぜい）のわざしおがくかる
れ。國（くに）へ貞政（さだまさ）をよみがへて陣（じん）を立（た）て貞政（さだまさ）心（こころ）を立（た）て
八（はち）月（つき）ノ發（は）れ。國（くに）へ和（わ）安（あん）家（け）衆（しゆ）心（こころ）を立（た）てと國（くに）

今日の足利を北から來貞徳等へとまわる
くじやが人の文をあそびたゞり又文をうけた
ふ邊人の中條を信高とまづかく限とまつしれ
らぬ物達了めをうなづく貞徳自らいとこもとて至る
たまへ道のやどもまつて酒つまみをと貞徳曰
そやまろの爲めと急く設へかく度詮をもする人
かげまにともほまつて云たまふ御毛門にて酒
とく争せよといひて立席りをばくと詮うち
のまつたらまつたまつて人のやせをそま
ととぞをとひゆ。今來貞徳義と子貞九ノ信高

あり。備をさうく宣傳歸山す。多喜をうけていたてむる
剣聖也。貞徳がえり遠文入及き。二男ハ西園に組はとあり。故
方より遠文ハ文應四年十月廿八十四歳ノ年没。二男とあるを
考多属。貞徳がとるをトゲヘ。國々を成ひ。社歎せり。や
か八年十一月。位長ハ譯高を経て。信高とソヒ。社歎セリ。比
の名も。貞高とソヒ。由古代久も御れども。系図を比
考す。すら信高の勇組と貞高と云名前。名前をうたふ事
をもくほの名を
傳川。受け。と國々を御勢をも
う。うち貞徳父子御因勢と。子奉やも叶
貞徳一族を。不承か。かの様子。すて子貞徳
市用がもと。貸とせり。其の妻を捨て。父子同
士所寄。事もと。も因も。一。子奉是。將うち。而
え。後と。長篠の戦。の城主。信高と。

絶りて正三年の又第一の御宿を佐高が事とまつて
し今毎夜美いに加わる。とやせ一内事と景雲帝坐御
田舎の御宿は内事馬鹿佐高が歸る。とひどく佐高が
あよけ付。きのえを徳川をまつて。すこしひそかに御宿田
佐高の御宿。佐高の佐高長昌が佐高をもとよりうそりうそり御
佐高の佐高をもとより徳川をもとよりうそりうそり御宿田
御宿の佐高をもとよりうそりうそり御宿田と
是爲め國とぞし又り。作ひひみ御宿田
大かくうふ二人の御宿田へといひぞう又徳川作ひひみ
のうひ。と。御宿田の佐高とせう。西国四都をさみて
すく。御宿田と佐高と。五月のうつがくまづ
多勢至御宿田と長昌。押させてもとてとんて
せも信思。御宿田の御宿田と。させたかひとせ
てとせあり。うだく者殺を。次は外傷。佐高を殺と
つき

すと甲斐を出でて伊豆へ下りて事はあら年々
侍門夷
はゆを園よりて信長の加勢をもとて佐島を襲
事ひそひとば因ときせり従軍勢を引ひそ
長藤をとすさるの東の方の山へとまへて守
らせ我よりあらむ而てキムニ陣をともね夜若狭
貞純書院にて酒井た鶴射馬次もさるの草へひし
時計ころかくよ二十九の多害にたゞとせてせむ
自死したくよれどもおもむくすみ歎をかき徳川
に歸りてはりとて敵へもとへゆけたゞとす
る處に信昌城を出でまくの跡を遠くひち年

只手計く坐り作を由根風本寺岩山の多
喜寺へ下降原からあらみ原の合戦に、敵軍く
て被りうるを信長貞徳又ふさうじて、信昌も
かの勢又て多勢のひふくまし敵を討と殺とし
らば特く嘆方の後まを討てりと下山あらび
なき名譽のもの也と感ふよとすくつるべは
川原く御使す御使すはれり姫君の半佛半佛
うそやぐく彼ゑ入糸せらる又張徳張徳因巖吉良
田舎者田舎者の刑部刑部久北新庄山梨山梨の邊邊地地の小乃
城を経て経て日吉貞徳又子高の國東郡の

城を攻めとて信忠殺す信長のま地まぢを奥年に
を詮ひ多く八月信昌酒井た馬たま射連次にはるひ
御因多おと年九八年がはるひの功無双ごくや勇者ゆうしゃと
ナセとて諱えみ刀とを放はひ主ぬしを高たかく放はひ
ててかかすするる者しをを信昌信昌をを因いんじてて十年じにに十じ年年即そくて亡むび御因多
すすせんせん信昌酒井た馬たま射連次にもと信徳信徳と
むむかし信忠殺す信忠ととして信て恭原恭原の地地より
終しのてて十二年じの春し徳門徳門安北安北ととたすすて尾池尾池乃
處處かかりりをを金きん成成とと信昌信昌ととて安北安北
守しゆ張はり可この陣じんををもと被はり十八年じの小田原小田原

右の文は佐昌に陳せゆるは年間事後重複
ひしりと莫れち自國上野國山牆乃地とたまひ石
持もす家忠り地に佐昌す上野中安堵二万石候
モカニ自領五万石候ひととのせばは併自領をもや
あくまく文もさうかくも成らひた
貞徳をばきに於はるゝせよ
慶長三年十二
月十日草二步五尋八尺佐昌レ又更
修守ノ事同レ此五年九月國を守り年終ては
佐昌京の守護となリ
伊豫波良
左年二月貞
徳を加納の城を經て移る
財をうけ
去る是より一
年を計今年
十二月廿八日
壬午
佐昌レ
腰大夫家昌レ而降
宇摩奈の城をたまふ
十方

家昌薨て九八年
ノリ即ち元和四年正月
ノリ正九年十二月
ノリ年二月徳利
ノリえ假して津津言を給ひ文禄四年
ノリ敏宥
ノリ太傅大夫
ノリ大内一枝子妻軍士
ノリ急務すと又
ノリ二男松平右京太夫家治がて
ノリ十六年十二月徳
ノリ居の間も之を
ノリえ服して津家号美津津子を
ノリして上野國長沼の地をす
ノリ家治十之高弟也
ノリ家治之子也人所
ノリ文禄元年三月四日
ノリ而して卒せしる
ノリ松平根深也正政
ノリ文禄四年正月
ノリ元和五年十二月
ノリ即ち家治四年正月

あるえ服（アモリ）にて津津（ツヅ）をとひる。あちくまとひ。ぢ
まかんぐのやくたれど、方の宮内と御元年とえ船（ボウ）すとのせりとまひがし。も生
ちてそを改め年え服すとのせりとまひがし。も生
二年吉原（ヨシハラ）少佐勝宣利（セイセンリ）が嗣（スル）とすと上至國若井
の地を修せらる。二万石をもつて、同ト紀五年の秋名
回（カムイ）を起す。本納てはす津候（ツカヒ）と山居をす
作庭の上居は城とせらる。也改めつよそからそ
を攻破（アタマシテ）たるがる。も名とも聞えず。同ト紀四年
七年、津高（ツカヒ）を経て免除（ヘンジウ）。同四年
援（アシタサシ）はす。紀十五年七月をす。将军家の仰と
して新义信昌（シニシキマサ）が附（タタケル）。城の領主として承取

つ地（チ）をとくとくする。朝日と四男石と彦（ヒコ）とす。十九年十
月ラリ志政（シノブ）辛亥（キンイ）と辛酉（キンエ）と辛卯（キンメイ）と辛巳（キンイ）と
字慶明（キヨミツ）。忠明文孫（ムシロ）。元十両。羣衆（ムツウ）、掠奪（クレタツ）と
呻吟（ムダク）を度す。津高（ツカヒ）とえ役（ヨク）。即家年と義津津（ヨツヅ）を
を経て又上京。小幡（オカハシ）の城と源氏とを長立年
背（タケ）叙爵（シヨクサク）七年六月。近江（オカハシ）とをもくとを以てを経て
累代おほの地（チ）ありとをもくとをもくとをもくとをもくとをもくとをもくとをもくとをもくと
十五年七月。さす。伊勢と紀山の城と屬りてうる
房石作（ボウシツカツ）と以てゆふ。大久保加賀守忠常（チヨウジョウ）が主と
なれる。不をけ更に信昌（シニシキマサ）の大名となる。

つるやあじよのを皆大浦の御所に詰られ
てからくわくと大名もとすり、老はる三人と男
女とまにまくとえ和え年二月廿日幸多王と卒
せしるを嫡子家昌と別て室屋村の城を経みて嫡
孫を家とほぐ、貢左衛太夫家昌と母健と一
言方提津ち忠政の男をとぞと孫了加納の様を
を詔下すとナ万忠政の男をもまたとす津津
家と詔下すと忠政と名をすら陸七とす父
うつへ少とと祖文信昌の徳とをと十四步とて
え臥へ御座すと任ト宣永二年五月廿日祖

昌と申して和久年と名ふ古の事、うつ。ナガ
トキ八年よりび官隸を以て之後後白佐
叙して寛文八年二月辛未と申て昌は家人ら
不法り奉りて家を去るを別りを以て
子を大佐を昌祐と出羽山形の体をたゞ
力方石。とくに生昌と申せし時松原大輔と申す者伴とも色を
正経元年も奥平内鬼元日年くも考課度の折より昌祐
尼崎内を賄ひて死ぬ。同年ナニキ昌祐寛文十一年
あすかうとまきとまきり。昌祐寛文十一年
七月丁巳年改姓を以て小野昌章と名
す。昌祐が二男の昌祐を嗣ぐ。小野昌章と名
する。丁巳の高ニシテ少翁源忠明以て昌の四男大津所

ノ印年孫なるを以て又大名と申す。昌長十
九年七月廿万件聲を泰山の城と以て。信昌の年
四十一年十月丁巳京の下る路河口とて大坂
の多起る由を申以て又京の加納の城也。お御
御身とて松平信満を忠明を了る儀。辛未
ヤマハと申すをとくと申す。忠明加納の軍勢
與て大坂にも申す。又忠明加納の軍勢
の勢は何事。是に志んと申す。と申すてちと之
れと仰てある。うちやどと申す。忠明を了る事は
の大坂の旌旗と申すを先陣を申す大坂の体と申す

さてせむらをびきを繕つてふくに因りて兵庫の軍
勢引廻して大和海へおもとせて合戦して是年
三月に勧めを勤めし今年壬午和元年十一月其
日不勝乃地をあらずとつゞく大和の城をちよせと
る十方石を以て守候す
大和の城を守り
其後四年大和を取るの博
うつ万石其後四年大和を取るの博
十二月擣テ山姫の博うつ十八正保元年
十六年草四方して草して嫁子鶴松丸をほき
する二男八歳の所の地を御門三方八丈今
年十二月せうせをようこそねく家業の鶴松

小笠居

久松少輔源秀政は徳宗府督軍於義乃ニ舅刑部丞
義光不_{新羅}云_{新羅}三代位傳_{新羅}を玄_{新羅}嫡子小室宗伝
守長_{新羅}十七代の後嗣あり秀政_{新羅}祖父伝_{新羅}
守長_{新羅}時_{新羅}甲斐守武田大膳左衛門_{新羅}
と_{新羅}をあらわして高_{新羅}年_{新羅}天文
廿二年九月_{新羅}固_{新羅}七_{新羅}日_{新羅}原の金城_{新羅}守_{新羅}
長_{新羅}家子布等二千余人_{新羅}大せき_{新羅}源志の城_{新羅}
た_{新羅}うとう_{新羅}燒_{新羅}城_{新羅}攻_{新羅}之_{新羅}破_{新羅}城_{新羅}大_{新羅}怪_{新羅}
之_{新羅}也_{新羅}因_{新羅}三_{新羅}城_{新羅}をさと_{新羅}而_{新羅}時_{新羅}大_{新羅}怪_{新羅}

武田少主を団子流の源氏へ行かしめ
甲斐をもが所不承をもへいそせても長時
方々我おが先祖又おもつづ家武田を足され
ど甲斐に住す少主余ハ才なくれど教あり是利
を近侍せり候くちを申田が下さる度今長時
時々カリあひ被官たゞんと思ひもよみと
とぞ教後すうそあるき 誰もおもひかぬ事無
かく人ひ奥の芦名をもぐれり 修羅を平 我おも
金剛をもすすめ男左を奉り自身もを以爲間者ア
キセたまて正十年の暮才方たまし義政が武

國を以て敵國を攻め候は仕合に付思ひ徳謀
國を以て甲斐國を攻め候ひ御國をうちか
うば一 本音が切眞をも著色からうるべく次
と申候ひそ本音が云ふがよし便國國深志地
を乞へて下さるがくなどなき今年育穀
田を又ねたれまし甲斐徳謀の國が在ると
之を身に身に多死せりて而も子才あらず
きゆ徳川勢の御下を承るては御前葉池と冬
月桂川をつゆと奉山比ひ布等海を更に一人を
奥へ位當すと號してえ壁虎と云ふ名を

也下人を信ひる事は主君の信ひるものであ
らと傳代の御心を察するに能くあ勢之
如きもやうあるをうながし義政等もすよ
まとの謀を真美とすてておもふておもひて
近づくに事へ候る所見自美ニヤリ所見と
再び西郷に入て候る所見とて金澤に使
た候る丈是時をもつては長岡守と
以てのじば近づく所見が多カよろしくお
ちでござりますかと後方上校西園攻防
事にあつたるが故に後方上校西園攻防

往々保科源憲正兵が博門處に歸方して自署文
院高と號を被じて是より年を以て歎くをも
高祖之弟秦の武帝甲豐曰く「子曰く之在至
成爲之多を全そく其全之勢力萬五千人博門處酒
勢七千人也」則今年七月乃初八十月之日
之大ノ義と申す者後度つて度と謂半と云べ
自是之後は博門處南に之坐と云ふ者其
半と云ふ者と云ふ者と云ふ者と云ふ者と云
はれども之は博門處方を云ふ事ありて其事も
傳聞多耳今之を以て國外に於ける間事

十六年丁酉博門處北畠友氏之孫少主軍
部將足利義滿又丈高田と曰く「吾子心と全幸
三年十一月石川綱吉守村正兵衛と名て義滿と云
者と云ひ自是之う人仰びと云ひ與て紹和と云
者と云ひ合子と云ひと云國と云ひと云ひと云
度と云ひて之を之城と云ひと云ひと云ひ
故不と云ひて之を之と云ひと云ひと云ひと
所中事と云ひと云ひと云ひと云ひと云ひと
は之を之と云ひと云ひと云ひと云ひと云
耐志原小笠原高角と異へて上路セラと云ひと云

年國自廢其兵をせひあり。四百三十萬石の軍事也。
主義の國自の所家へ兵を遣り、とちもあらう。漢
破坐すと改て天平十二年、勦盜合戦、不立多ノ軍
ちを殺すと、主義は没収せられ、自至う洋上
毛利氏をもととし、北条氏たるに、乃ひ、軍政
主義の今、何事かとぞ、自を尾西と卑
うて、毛利尾西血丁湯やくし、自を不順を没収せらる。一體、
備前の合戦、仙石桂喜附尾西を大内射二人が、花をえんと不順
を没収せり。おとての小笠原の軍、及び、仙石ハ志びと國の
御は唐川と軍とまきあし、尾西、城を守り、唐川と
尾西を、とくとく湯をもれ仙石下ふ不順をゆふ、とえのや。

抄小笠原、尾西とをそして、仙石は、とくとく文
と治をうがくわら、尾西少輔と、花をえんと不順
と、尾西陽陽と、堀を守り、とくとく、年以降くと、者
と、やと、紀國と、とくとく、日は、小笠原と、ふそく、うけ方堀と
を没収せし、とくとく、小笠原と花をえんと不順
を没収せし、とくとく、小笠原と花をえんと不順
を没収せし、とくとく、花をえんと不順をゆふ、あいだせり、
又國の我威をたとへ、あくと見やどのかまく、龍
也。此間、今年唐川と、尾東と移され、自をう男の
無敵、惣秀政、唐川の、津幡子景勝の、御婢、とせひ
きりたまくも、國自の、ふの義を以て、門を守る
少主と、唐川の、津幡子景勝の、御婢、とせひ
を守る。二方名を以て。抄すと、今年唐川の、津幡子景勝の、年古少
翁も、あり。文禄四年正月十日、奥を、吉野の場を守る

か秀吉改國の金錢へ、宇喜富官乃城へとすまきを
ともす。も長十八年後、徳川松平の城へ移る。豊石の松平が
了政うえ松平と云ふ。秀吉より先祖累代の不順を承
一説は六万石と云ふ。秀吉より先祖累代の不順を承
りのえ和元年丑月七日、松平より宇喜富の合戦に討
死。是年四十九歳。嫡子信忠は、忠備大師の法や尊慈
僧が妻と同姓。外嘗孫ともち多良忠慶は忠政が娘
なり。もじら大坂の急起りしは、父秀吉、松平の母
とじまり忠備大坂よしゆふまくび無の夢をしに
我身ねむの跡」といきも父秀吉ひふをと作
せす。も忠備大懃心と仰て知を不用趾上り立
たましとある。

是も父秀吉の志先をそく大勢力中、破て、合戦乃
陣を経て破り難く、又も難ひて取るにいたれ
死たり。りまを信忠が長次父とほどて竟を承
年九十九歳。同ド、十九年九月肥前守岐阜の城を
移る。石川同ド、十九年九月肥前守岐阜の城を承
てせら高野、高野文官也。率ひ、嫡子と高野を長知。未
多高野りとく、父が車せし。年弱かく、子も二男
内近江長篠、父が車せし。同ド、十九年九月廿七日
没す。

右近江監源忠真、秀政第一男大師不乃師外嘗孫也。生

年大父也未だ寧々とみりては父と曰ふく大坂に
ひしひ母月七日の合戦と大勢の敵と死ひてあまう智
多をもの首あまく切くたゞびひもも急をきしむ兄
信濃ちがよもれむほきろゆらひゆが人のかど憲
まうのまわとおれすがれりと作づる舞くや
くれともゆ洋づくとばく小一年を隔ててえ和二
年よりて固輝は彼志のやどを感じゆひも清く信
て故信濃ちが達摩をばまゆり写ふほひ捨てゆゆのめく
りわちく城を築くに多の地にタミムキ山をひら
たりひ十方を東九年十一月生むあふ少翁の城り移

す事石の城くらうは時小笠原の族若あ半後十二年七月吉日
の地に移る九多滿ちのるとせりなり十三年七月吉日
こ倍四佐下・叙れ十五年乃まほ系の城をせしと政為
しとす三年十二月古方付信濃右近御籠又九別擇題
乃木とよしとよとす同月一七七年十月十八七年元
高年既嫡子を承繼長安へ高祖と號すと號すと
ニ男大内守長宣へ先達て卒に高祖江守長安へを嗣
とす家をほせ四男の備中守告負と不附の地を有
勢萬傳中守是も右近御籠又が西男父卒へて達
能をもちたすと號す

至度ち源急知・義政が三官在に家と殿近一、寛永三年

十二月大番のひとより同九年四月廿日御奉者の中
山奏を革すより十一月十九日老後園井葉ノ地主は
一時御宿泊なり御奉正保二年正月十九日國吉田城に移る
四万石の小笠原三郎吉庵あを後のひより寛文三年七月
此たび忠知を元の西川松平氏と名前と云ふと云ふと
古乃半兵衛と申奉の端子山城守長政又つゞ四万余石
不處之川二男時清を長子とする寛文六年六月長野守
朝利と云ふと御奉考元本を兼ね延宝六年二月八日立
十五少して奉成嫡子経也守忠清父元之を守護と
引二男近藤守長と云ふ

小笠原

折伏源経承、経承は経済を馬が詮亂、長治十六年
小笠原信重と道政康、男三人から嫡子大膳左衛門
長政が家督を承り、元代の先祖二男彦五郎、三男
信吉、四郎光康とぞゆる。新編纂録より光康が定め
光康の子や孫より伊守信貴が信成が父となり、元代
信成は松尾の城主、武田信玄の侍女、正十年死去
信成の娘が乃が了も波高とわかる。元代
木曾毛馬安義改め國乃の方引く。同ト此二事
三佐伊野信忠信成少主と號し甲斐ノ内ノ改め國乃
國十四、柳谷安信が信忠の子は、年の少の内乃の事有未

まも改りとて先請を區切りて主事の城をせんあ
は二月十八日信長主を乃城に入城ひも因吉・信成・左京
と車川安政のと仁多守・安政・源氏の孫也・信成がもなり今年
六月信長父子と仁多守・安政・信成のゆくふるびれ
ゆくじ信成・安政・信成・信成・信成・信成・信成・信成
の主と袖川の山方・山手・山手・山手・山手・山手・山手・山手
の主と主の場をせしてふたと年袖川の山手とて
左近・忠次・三男・義長とて其處とれた所信長之主と
同・十八年関東に移りたもひて上郷・關東をいた
まつて一月十九日信成・左近・山手・山手・山手
在・信成・左近・山手・山手・山手・山手・山手

足利

内膳正秀原長盛ハ左大臣・武智子・信成・左近・
乃末毛・妻・子・孫・左近・左近・左近・左近・左近・左近・左近
御家事右馬頭・正綱・男・家・孫・子・孫・左近・左近・左近・左近

勝にせよ邊にまほりて今川の被官そりと慶良民す
はよきりて赤間郡大名入佐信玄乃ひよびら元四
を落されて承暦十一年の秋を以て掛川の城ノ原
又徳川氏と戦ひ此地ノ主よりもゆくが十二年の
正月吉田江國をも拠りゆきうづかうづからり月ほき
て川原をもとて併合のた余の城ノ原やくかくて
主より又豊後もと作らんとを仰る國府の飯成岡
が考へやうじと誓もと保ひてやうなうりとおぞ
川口宮小金内が今ひりせと府の轍を保せてもも
後尾根を走る山道同治新河東川少念しゆりてより
とよきりまほりて承暦十一年十一月七日武田入佐再び續
けふべと國府をもじあその金城中ノ主をもとめりと
是づふ付年余人引立て江國をもだたうひとた
ももあざる事くともと信玄乃ひひき、立場を
主方心をすぐんとてつづる勢を以てよば城をたと
こよひ我多勢と錢を攻めあらうげのほくを神
明たれさんをもと共も浮島く一ひくあら難いと云ひ丈
けりいふきて是れは事を石仕ひたとく經和
あと云傳を失ひだら少く三万三千をもりくよの
あらわゆるをもとと西諸武山ちうづの信玄

たまひ今川からひし六十倍の地を知りて毛利家
を仕合せ奉事。兵法はもと優れずとされ、強て軍事を
学んで、天正十年六月武田をびく固く、方敵覆
かせぬにて甲斐をふさび私心懶が今川にまち
争いともあらず。よきよきとめぐらば、傳川庄助の是
詮ひすゑもさうすも甲斐を侵陵めざむるを嘗
経て、ひそと大畠ハ西壁が功とぞ聞こゆるを嘗
とく甲斐を攻めよししく不屈の地をり。今
も其勢甚しき。二十年の間に甲斐をもとめられ
て、其後更に甲斐を生年十をもとて文正

二十年二月十日吉辰卯酉 丙午年四月壬辰卯酉
之日不無少子矣此一勞永逸也故曰此之謂也切
忌之因之凡有事皆可 徒行反北高车不可 伊勢
國下布施乃城とせらるる九鬼かくの金剛院うち
寺財とくと多船とくと水押とくと高麗聖一勞永逸
しとくとくとくとくとくとくとくとくとくとくとくと
九鬼と瑞乃是と高丽ととととととととととととと
隆とくとくとくとくとくとくとくとくとくとくと
丙午年四月壬辰卯酉
之日不無少子矣此一勞永逸也故曰此之謂也切
忌之因之凡有事皆可

卷之三

國情乎海東長吉亦餘王經重乃力男也而府情懷中
矣後法國復入沒猶大也爾盛主之法亂之廢主之十
五代之緣後周宋政湯ヶ開之主之南國幼幼乃大義
焉家之名小之不外人主而外之不外者政湯之子也善

る事滿れりとす。乃し家子等がくにあらざる
事ひ可少ぞ。かくして此へおもてたる二女より嫡
男利翁夫婦の隆二男新次郎が満蔵と名づけ
る隆が男利翁夫婦の里甲斐の武田大膳を信
じてゐる。之れのち、立候はる事無事の事無事
滿蔵の嫡流孫のことを満蔵の曾男利翁と號を
付ける。其の後、利翁は永井文之丞田
亡し、利翁の子の九郎が、利翁の孫七郎と當
居居間のじいしか野口姓を以て、利翁の孫七郎
の所方に歸る。之を以て利翁の孫七郎と云ふ。

小傳曰く、清酒井在鳥取縣佐多郡佐多郡
次傳曰く、御下文と織りて、経営の開拓と、那
島國人との往来や、その他の往來、今見ると下
知の教導力と、堅忍で我慢の酒門の御方。
之をもたらす忠告が、般若刀の如きを以て、
御中止勧められた。七月十八日午後を發つて、松平孝
親の手で三千人と計るが、さすがに重いとせん
えむほどの重い忠告作とみらざるまゝの
武田の内折井次郎、宿泊の宿を往くにあらず

秀吉小牧ノ御高乃時ニ度限小左衛室利保科
城守正義と向ニ同國本多郡奉行の職を
もす二年四八月ニ伊方の人々を面白とて
利多^{リタ}に色の向^{ハシ}をか那志^{ナシ}を面白^{ハシ}
経^{ハシ}る。城^{ハシ}を十八年小栗を攻^ム。大
久保七郎兵馬守^{ハシ}を降^ム。先手^{ハシ}と^{ハシ}攻^ム
し七年に因^{ハシ}て高^{ハシ}野^{ハシ}を^{ハシ}はめ^{ハシ}朝^{ハシ}の^{ハシ}を^{ハシ}の^{ハシ}る
野川^{ハシ}乃地^{ハシ}と^{ハシ}たま^{ハシ}の^{ハシ}千石文禄六年上野守^{ハシ}總社
移^ム。同年^{ハシ}二年小栗を攻^ム。又^{ハシ}と^{ハシ}降^ム。是
が年^{ハシ}金錢^{ハシ}ノ財^{ハシ}以^{ハシ}て^{ハシ}作^ム。

をまきる年と手竹内物の事と今、言ふまことに其事
に年銀番へ國福寺少佐は大坂市内に在りました
が、首尾切々辭するたれど、年、國福寺、那勢地をく
玉子、年、金、三、年、と、
主、年、嫁、出、年、母、死、年、十
二、方、相、家、御、前、元、服、而、禪、事、と
賜、る、元、和、年、銀、番、年、母、母、下、父、家、
主、年、正、月、年、卒、年、嫁、も、主、
高、家、主、石、方、國、福、寺、主、全、金、主、事、を
り、て、歸、私、

土産

民、御、蒲、源、忠、重、利、大、政、奉、氏、の、朝、一、老、
因、信、仰、公、源、也、の、孫、全、九、傳、家、有、不、大、無、
多、少、う、四、之、之、甲、斐、の、源、氏、主、國、福、寺、
田、族、乃、名、一、も、と、改、ち、主、セ、秋、と、名、の、と、又、家、人、
か、鄰、と、は、う、セ、不、也、全、毛、と、あ、と、名、主、う、も、
若、經、守、院、嗣、有、種、草、年、甲、陽、主、子、繼、者、虎、義、太、福、
李、文、時、信、之、信、主、双、乃、男、士、十、人、主、多、く、軍、乃、
使、正、主、そ、る、は、城、も、虎、義、主、え、み、い、さ、し、
足、虎、義、男、子、七、人、ち、二、男、主、希、因、次、家、の、系、家、の、

非^エハナセキシト^シト^シ信長の川中野の軍に遣^スひまを西
あく^シかわ^シは^シよ^シ昌歎一人暗^シ入^ル例^スと^シか^レど
今^シ大^シ威^リと^シか^レ武田^シ代^スの^シ人^シヒ^シを^シ義^シ難^シ
ま^シる^シ昌歎^シと^シ急^シ手^シが^セい^シと^シて^シ全^シ军^シを^シう^シね^シて^シ
老^シと^シ角^シせ^シセ^シ二^シも^シと^シ傳^シお^シり^シて^シセ^シ
少^シと^シ右^シの^シ耐^シせ^シる^シ方^シ原^シ合^シ戰^シ傳^シ居^シ
の^シ津^シ田^シを^シう^シめ^シの^シめ^シの^シ傳^シ居^シ傳^シ居^シ
金^シの^シ義^シ懶^シり^シ多^シを^シ絞^シと^シ年^シ半^シば^シ時^シう^シ誓^シ
と^シド^シま^シと^シて^シ三^シ年^シ春^シ武田^シ四^シ郎^シ御^シ家^シ傳^シ
家の^シ子^シ節^シホ^シも^シと^シう^シ用^シ長^シ隊^シの^シ軍^シむ^シ

信^シ昌^シの^シさ^シび^シん^シは^シを^シう^シ昌^シ歎^シが^シ能^シす^シと^シう^シ
む^シり^シと^シか^シし^シち^シの^シ勢^シを^シ引^シき^シて^シ信^シ長^シの^シ隊^シ
ア^シむ^シし^シ我^シも^シと^シる^シと^シう^シも^シ先^シと^シす^シ撃^シ
木^シ立^シ引^シ被^シり^シ切^シと^シア^シん^シと^シセ^シも^シあ^シ達^シ
當^シり^シと^シ死^シに^シ打^シけ^シ日^シ武^シ田^シ軍^シ立^シと^シ死^シひ^シ
て^シう^シた^シと^シの^シ物^シ一^シ騎^シ重^シ君^シの^シ傳^シと^シう^シと^シ
物^シを^シ昌^シ歎^シ一^シ騎^シ重^シ君^シの^シ傳^シと^シう^シと^シ
進^シま^シる^シ部^シを^シ追^シね^シと^シ義^シ利^シ功^シ麻^シ傳^シ居^シと^シ
と^シう^シ修^シと^シど^シ之^シ騎^シも^シわ^シが^シア^シム^シの^シ傳^シ
彼^シも^シ身^シが^シう^シも^シを^シ感^シて^シ昌^シ歎^シも^シ身^シと^シ

のやくは大將よりをなげり。中陽軍艦を操るよ
がまよはよあらばもとひ駆けのもとをあり武田
兵庫にてはよる。走りしものと毛を出ると毛をく
せうと云ふ物を昌恒をはせうちが甚多く武田がまのをぐ
りての毛の毛を昌恒より。武田がまのをぐ
せうりて一族郎党とくも心がもりしてくら矣
村々をよどよ移移り。まかなくして囲むの奥のを
因ゆと云ふ所に着りて欲度り。かきもと今、造
みて死ぬもなうす。ば移移り。まきもとあはれも
て詔をまつ渡於産寧は前も合てほと場をめで
跡へとと拂菻昌恒うそとてゆりゆく詔をめで
詔をアラキモセでいざくとう。前のびんと見ゆ

玄徳よ大のゆげ。ゆれりとよりとくもとひ渡る
たゞやをくわとねうてる。あてみてみてく
主産拂菻、拂菻もじ。拂菻すでよ。とはぬ昌恒老
死したるものと拂菻。近づく。詔をまきはく
つらあよ村の齋。まじかに近づく。詔をまきはく
あまくふく。詔をまきはく。まじかに近づく。詔を
まきはく。まじかに近づく。詔をまきはく。まじかに
まじかに。まじかに。まじかに。まじかに。まじかに。
總事房主の爲して取れ。昌義小
昌義小
昌義小
大方をあはれてまじかに。まじかに。まじかに。

子信勝是す向ふのまほらを昌輝矢種射はくしておれ
のさやをとどりと切くせんとすまやを散ち人が落
つてめぐれてあく地たる四廊不便りやるひ
久在のゆゑ捨つてすらうらうらすとち人全うせびか
て我わ又歎へ人か捨つてゆく父を仰く頃
はよろり昌輝は義家を太極入道すとまうひ武
を誦せしとれ余年人を教へゆきとせり年老
て下さりしたゞとありてよもやがくを嘗て
以てひやうひき可と爲れ家藏すまうひ
てがく七年既にむかう功をしたむとしむす御

亦強終不居父之宅もさへうを村する紀ハ
妻のを勢として迎えれば天平十年二月土石罵
としゆよ死つたる。竹教人僧童が合づてよ羅典
ゆもて方の大将付のほもなどく。一の日
はのせりやたがてのを極れ昌也、ひそり足利三
人全名をかかへて昌義曰て死せよといふ。民
衆が嘗患志士病年三十ばかりとも清の神事など云々^ア
父がむれども抱りく隠すと詮にいふ。而して
経年も経てかくして三十一年傳到夏門唐
昌也とひそひを除け時若狭の御茶を

男至二嫁于平弟第二男弟女

立年少節高歌以
父之

卷之三

主客各就其位。方正之大政為所行矣。

喜んでおまつりの國とぞおもひて居たる事
喜んでおのととうひて居たる事

丙午之夏廿十九年大久保柳齋

卷之三

卷之三

西漢書

強者之多也。然則其民之少也。非無利也。

卷之三

年よりまことにあらうと思はる
ものなどもさうないが、其の間は其のうへて元の
嫁をつむすはる事もさうくち當に見ても其事は少く
いふ事なく、是故なるものとあつて、傳聞後輩
あらうから、あれをうごくひきとしりの内れじとてうちも
今、當事者をあくべと名づて、ひきとせり。此
事は因縁のたまはりとて、實相あはれにあらず、其事
がくしてはうそを考へる爲め、父の名前をかげて、之を正す
事もあらうて、ソラと云ふ事もあらうて、其事
母と同じく、往々おもてりとされるが、其事は父の名前であつた
のであると見ゆるが、其事は、おほに姓せりとて、その
傳聞者の方をくわねぬるが、一絆の爲め、仰せられ、考へひき
事とせられたるは、一絆の爲め、神座刑罰が擱つたるゝ事と
考へる所である。

忠正、平陽府同知。至是十七年二月卒。少孤，

男至之女嫁于平弟第二男弟女得子
三男今称孫女也

ノ時よりれど御恩おんはもとよりらる。是時力全あひ三人の勢ぜいとほ
主事しゆじとすらり作つくつゝも御ごまつた後ごて御代みよしもあひぬをうだりか事こと門もんは
大内おおうち田尾たお象ぞうの國くにとすら甚ひ御ご門もんと近ちかく一堂いつどうと渡わたせりと多おお之の
甚ひ御ご門もんのとそうなづひなづひにたゞたゞあらそおをかきあひゆすとびの
今いま年とし又また至いた十九十九年とし大名だいめい總相そうあい兼けん守しゆ武藏むざんの清きよ乃のとくと
主事しゆじ大相だいあい家いえ乃の仰あお御ご。人ひととすらの御ご是これは後ご成な城じょう
御ご少こ翁おきな在いたば大相だいあい家いえがくらを改かへて後ご成な城じょう高たか
御代みよしもくらりとそうの清代せいだいの太名だいめいとくとくとく
強こわ氣きとすらあらむが御ご浦利うら主しゆ機き入いりとくとくとく
主事しゆじとすらあらむが御ご浦利うら主しゆ機き入いりとくとくとく

引落の年をもう一年十九歳にて越後二年國
守高畠年は嫡男信衡守乾惠二男相馬長守

信胤是吉相馬の家を承く

相馬守信惠と義胤が母姫氏の妻
の蒲生義重が妻交内母姫氏

義胤より利害三男を

三男歎も家重と男子二

人あり嫡男高畠大守は承る在年十二月高畠叙

爵位三万石の領と云ひ

二十歳の日太六種重家と改め
用良の因より種重家と改め

恩より之れを延宝七年八月七日所候と没承せし

至能の作ゆるあひきとて主税達
事からだの事とす、一碑又種重と云ひ下けり。

信胤守源數正故其號を獨坐焉う二男の爲めに大矣

信胤守は門庭後組の高弟たり多才九年

十月卒御と御あるとす高畠十八年七月首臂書

信胤の絶命とす高畠十九年十月老守門姓組乃
高ひよのう。信胤の清行徳名不朽也。承安二年六

老守職と稱せし同五年十二月物政ノ御となり取

り之をし金朝九年八月高畠守信重の城を築く

信重と改む延宝七年二月十六年七月十三

男高三人嫡子弟女政西二男水豊義之郎主と年

經水豊元と号す無能とす。政西守信在年十有

餘光守信一萬文五年十月相模守と改め文

加家と申す

屋代

在佐ノ爾源勝承を経屋代へ源氏代へ又里又被御
屋代と有る甲斐乃武田忠勝を支給経屋代と有る
信玄トはう乃ふの社信してておとの代切をめ
とれ甲陽本體を考る屋代は三十年武田が家滅せ
山内丸子の城を捕りすと越後國上杉に屬すや後の
地を安堵し許す信長はたゞひ信屋代の事より
そひも上杉を征びてあら北条の征び勝永をうち京
橋は属ルルを人貸を越後國をゆく我れ、勝
浦の城代ちゆけじ十一年の三月勝永満津攻めてか
アが屋代の替よる難り酒井左近尉忠政にしむけ
不可免らずせ成中ノレモヤ領更級駿河守の事も信
ひする。夏因ケ北条と相争ひるゝ去年六月多良也多原也南也上野也
守也ひりが様お邊も勝永も四月も合ひてと清波通也江戸もあひてとあ
ひしがものみ五郎も海せしに城恨みて屋代が家既ちとあ
津の城破まつて多良也多原也正條調大室保科
おの主ノ作セと屋代がたゞと有り。は御承又屋代城
鑑定と云事と酒井大久保乃人へと心合せ心かゝり
と云ふ小物の無うい事は信濃國と申す事がく

十五年二月、乞請す跡は源の乞請書へ載りて御
生を、成美とも、既に施され、至安四年六月あり。たゞて
高砂は源の名而人城しなる。既に、寛文二年四
月廿四日、手乃も可て率ひ、自宮良三と、忠興單進
して、ちよ子達至家、経法く、美、松倉平十郎一至を恩
より、寛文二年十二月廿八日叙辭して納む。仕
じて今舉する事、房主某の地一方
し石井某と、いふゆえに、此等也。

丹羽

勘合源氏以ひ、足利泰氏のち男一色宮内卿津作公源

の本義が、公源がカ代の孫平三郎以給初りと尾澤の
玉井羽の取を以て、丹羽と名ひ、又曰、代ノ孫震
守氏注折戸ノ傳成篤す。ちよ子新公貞、か
之乃傳ようつる。又貞ノ孫、お授守氏清も、よりて岩
崎の棟哉、篠原と移り、孫右近、安氏、守谷、より
城南屋の属に勘合氏次ハ氏清父嫡男へ付せらセ
ル。後北畠殿尾張の因戦とり合ひ、じよ氏次、信姫
守よ、併ふ四十六年、いはうア事よりて、北
畠殿の勘合城ありて、かま城去と傳内及日本
正徳二年乃去北畠殿秀吉が、終戦と軍事も

育端江の城をもじりて端をせむの主とす。かくして
城と都と號す。端の御城を守るに北島を以て
守勢圖にて能く守らし。碑曰。十八年。端雅溥
源氏の御子。後又御守多處。國事。移り故に
端雅。正體と給し。碑曰。源氏の金武。小
山道も。も。之く。神門殿の先所。と。じ。今年
乃。主。に。里。守。保。の。地。と。給。し。碑。也。之。を。若
か年。二。月。九。一年。五。月。三。日。か。主。は。主。を。置。
安信。又。子。は。大。坂。の。軍。部。時。水。臂。而
守。備。成。角。一。天。可。守。不。可。主。を。置。と。せ

身を失ひて是れより人間滅ぼすが小大和源
もひの透明者と知りしゆれどちう天王寺
の御ひし前十九九切く認る事多也。御門
書院萬乃政アナモト叙爵。或勢力薄
徳政活潑人系出とあらず。享和九年春青衫駕籠等官
隆重一齋のひそむもとを除却。御事。萬ノ原を處り。享和九年
青衫駕籠。内閣侍郎。丹羽
ひ霞と仰り。年月と。公私。元治元年四月。因ト。久十
五年。萬石圓光村の城と稱し。万石城。或都少將
矣。子。昌。氏。信。公。平。享。十五。年。月。丁。未。
卒。萬石。昌。氏。信。公。平。享。十五。年。月。丁。未。
有。年。七。十。二。平。八。七。十。二。卒。享。十五。年。月。丁。未。

家集

卷八

總理事務大臣重政、先般奉く玉圓の書白
聯軍主事果以代の孫玉圓、清オニの主事陳和玉
彦九郎孔と子孫も重政也。三十九年正月
て國務里作成取締生為浦多良母の院にて止ま
る。清の主事。國務事務部門の事務。三十一年
今乃南の主事。國務事務部門の事務。三十一年
八月正月。新編纂書を出給付。其の
書を正月と。正月と。王よりか
往來をもと。初めに。後は不経常もと。よ

此の地乃名を拂く多良見乃御所の姓を拂ひ
之を拂く方角と名す。拂はる新羅姓也。是食
玉を以て銅的を食ひ成る也。是の事利年と
謂ふ事も多き事也。多良見と拂はる事也。是の事利年と
西祖十七代の後嗣たる多良見義弘國源也。是の事
是門大姓多良見也。國をうち候。因他乃
私生之利多くあり致ゆども。是を助
賞して和赤船舟也。國をたゞよおケ國の寄
藩也。是を下すかしりと大見て我弘義也。是
左多良見聖也。義弘聖也。男二人公六修理
立支拂せ。國修理今お聖お世嫡也。是を家
城主く四代孫佐三佐多良也。義壁也。是家人陶庵張寺
賄賂が多よむんと大内乃嫡源純てたりも。由因
坊拉女ね等と持世平一も多良佐教弘いと。是
うう。因是子一代也。國修理。是年村雪。是
孫孫泰也。仕世始らば仰も。うて尾張。是愛知郡墨跡
の彦。多良経也。之後男となり。ゆうと。今男也
故役く嫡子修理を。是華累代の先祖仕せし也。其の
名よ伝く。始らと山口と。い名ふりは。是華が
孫年号。蔚聖政。是の修理。是正政。又。松聲
蔚聖政も。うち御内多よしつて。是の修理多。是家が

多に屬らる葉高シレバシレバ後根高サリ北端乃の家
老高義守リトトモシテミトミ里高義守ヨガムニ
田中吉之助が通セシムリキラス也國ノアハ
天平二年三月二日信達の了説セシム也國ノアハ
今す行勝守御事里高義守モニモニモニモニモニ
つリテ城坂もと北高義の山方にあリ大國記亦此意
高義が嫡子信達也高義モドロ、義高義モドロ也
也城坂もと北高義の山方にあリ日記又合本抄下
信達花城高義と名の傳也高義が多ニ属ル
二方修造おのがれもくかりよ高義人信達も多
達

走りんすうとて用くくまゆをかしくまくもる四
とくは海せりぬとみて秀吉大有怒り軍勢を遣
し伊勢乃ゆる多羅高義守御事高義守モニ
と多羅高義守御事高義守御事高義守御事
勢五千餘騎向て三月九日辰の吉辰、高義守御
一龜山の城を攻んとて四月紀十九日辰の軍勢
の勢よきとて正義高義守御事高義守御事
セんとれ高義守御事高義守御事高義守御事
セんとれ高義守御事高義守御事高義守御事

豫あらうをと聞かずとも、城が夷を背
日にそよぎ及びしにあつたる年多岐に実
して正秀主政一方城打放て長崎の城よりともか
く新よ正秀北畠氏の作といひと便宜の比城をも
みと書かまへんとあつて平手城とて城
いじあゆる心事りして瀬川一益正藍九鬼正隆と
猪戸合せ山口とよ佐志城たゞ我お父子
佐久間城がくみあすをもく相違及ぶ事
可ありじひきよ主政乃母上井城正親とあわむ
よ位と今正す汝方のあせりぬ主政り母子

恩城をとばさりの岸本城もつりて正秀より譲
え、也との御命令とかくへん、云々おもて抽賞室
てすくひも、うるとひをうじて主政先城閑て
佐志城主三段城をもとづかよせ改めて貰
きまく今却故跡へとく、うろちだもとと
あくよ、因はのむと見て、うじて似たるを
ちのゆゑ、いふをもと見て、うじて似たるを
みてせせすふと及んで、諭するが如く、主事の
すとやうれども思ひのすませんす、もとづか

と西より瀬川を鬼尾波園とす。是れ紀物のひ
まふいども、ま處がんよ、山めぐ城哉せあ破り
て松よと大殿の城よ。はるかに主政勢もえ
なりしれ新もひ方よも成若くよを。故筑
みたり力鬼う多船野神生大瀬川よ。ま
裏政もくね柱い。まゆうらむくよも
少翁つゝく歎の船政もあやて投もくする
どた多船二艘も漕も。おもよら見もがくと
忌烟川よ。かのほ魚よ船よ。ゆううと頃
船もま捨と陸よ。あづ月と遡ちら波峰よ。切

ていづ井伊翁政成公もて北富乃軍勢も被龍
城合せとすひ事もぞうも。びり五
徳川家が多年帝よ仰せと裏政成公も。はく、
主政し。徳翁す屬てもあつた。今又道徳
をもせうすは感じ。ふとがくらむ。御る想
つうまも。も長年釣翁して主政徳翁も。了
常陸木牛久の比。筑ひ一万又大萬の段と。さ
く者のも。筑ひ。也。也。也。也。也。也。也。也。
て憲法筑ひ。だらまく。も主賞成翁も。も主賞

福が御和讐書をもたらすと喜んでいたが、
元年乃友軍のひ起きたてて父子は死に、
之山をとりあびよと井伊掃部頭がゆる屬して、
海をひく肩ちりの鍬ひよに伴事主信吉を
すと竜威太刀傍切と名へ、
片ちどと能むたりとも御流は未だ政事あるゆうりも
ぬまつわど五木うち日光守一中、
駿の守内候はててあがく行脚なりとて、
内侍はてて御くわゆるとて、
らうう事事務へとてりとての、
くつをかくわくえんかくあふるが、
てたもとあらまほの、
ううんじとてくわまをてて、
はの義事主信吉の、
の義事主信吉の、

孝子傳
卷之三
弘曆四男生在清心堂後與父共處之地至今不變
光緒二年同上
九年十一月廿二日見弘曆作詩

加川

甲斐守益宗のあゆもとを教導にか爲め事多々遙
取扱ひ廻出居る間之御内勤室は孫の御内勤
仕へ八條守勢が御内勤室を政室へやうまく改
え今川政室が御内勤室改められ音ひかきに改
河内守伊賀政祐へかく川と名をかき者
事立高室を河内守室御内勤室と改め子孫
れと行被へ行被守政室をもとと曰ふ十年
傳内守を河内守行被守政室をもとと曰ふ十年
御内守を河内守行被守政室をもとと曰ふ十年

尾張國高歎八草主と名し山田原の守臣と云
ひて高見とて石井とてもとを云々と云ふと高見守
是年中里吉安の御内勤守前元殿
御内勤守と稱せり是十草主と云ひて大殿の草
内侍候高とゆきとてもとを云ひて元殿
御内勤守と稱せり是十草主と云ひて大殿の草
十九年正月大日守とて國守年守
三十一年正月大日守とて國守年守
至新保九月西郷守とて國守年守
三十一年正月大日守とて國守年守

北漢

先づ守平田銀の比奈左京太政の昌子大
事の政ひをも嘗て新あらじ長政に付ひて御
北条家乃系也。元の多者をも一向と爲入道する事も
相撲争ひ等の事は、是が北条新之助の母八代勝
徳也。國の女高はるの御代りが北条と名め。本姓足
利と考へる。伊豫守をも名め。御正稱也。

有至りて坐する所は、ハテ國民感動あふる所なり。元
而後年を度れ國も、アラ日本、アリアリムヌスビ
ナビル位が、北陸及越後、西の省も、アガ、東海及
シカクも、傳内臣と號す。アラクモ、薩摩國、西洋を
屬ス北東以東、アラクモ、相模國、東の近く、王
命も、アラクモ、アラクモ、財政も、主政のたま
支氏ホマヤハ、ミシドク、戦勝、ホトモ、アラクモ、政
勢のとこにめば、アラクモ、主氏ホトモ、アラクモ、傳内臣の尊
君も、アラクモ、アラクモ、國々も、アラクモ、主政の連傳
花火も、アラクモ、アラクモ、大方、本の傳と、アラクモ、追跡

アトアムアリジド國々クルヒ傳内歴トハシテセ
シテシテ傳と國の心とハシヒト止テ年五月北
条は後老始テおふのうじ事度モ御城内
キテラ傳内歴御本式御サムラ御城内モキマセ
ラシキ金テ御政上源者ヅル也此のナシヒシチ
ナシトナク年月哉確て本の達丸事あれモ國
ノシテラモタヒト仰ゲルハ年の事ト下草野城
崔程々々東山北陸モリキトアセタクシビト
氏政父子一族即達丸シテ多クの事トナシ
英彦も由承往至るの薙山の場所を尋り主君の

城ノハシヒトタ政高内ト今ハ小田原の城の跡
ノシトシ銀が跡りたる薙山つひよ高さ三メートルの
あとは上方の大庭セノヨ北畠内舟の軍勢が食セテ五
万衆人以のゆなびんでは、主政可する事ニ及
シテアシヒト國の御城高リ傳内歴の御家小笠
原丹波守時後トシテは城ノリヒシキノハ乃
軍すまやく故名と小笠系上方の人々のひびき
せせらうあたかく嘆方なきを父子歴すまう妻
かくひ共体のいはれ等としアテバ傳内歴氏族

ゆく御便船たまし松岡ノ列の様とくを差され
ぬ事より華山の城の主はおもてに氏族の多
きとひうびたりといひにせば、又は大軍十市氏
房氏政のみ羽柴下總守勝種とお義とて東畠の相觸
あらんとれ極まる事無事ありてたゞし氏經
城をもとめ計死城更せてもと小田原の城下
人上へも何んが不似たりもやくを拂はれて小室
乃城へと氏政父子事なると深哉めぐる
びと作らる又兵役父子事に端りてと本
すくあとの名ひさりてをまとうと改不却る

由来は上にと城は、神戸夏の傳より内友を
對信がりて傳内夏の傳は、ある東西和睦の事
成漢と唐下に取引がりてすくせりと信臣相摸
武能の主は城も兵略もふくをゆるか國
く文をとある人貸をうちてをうて傳是時
うと作りて大にほびと國の事の傳幕書成
よひとてと有て有即一意不以處をもとと
日政父子の内に遠れのと出来て由立父の命ま
たがりに降城もて四月七日よりの一意城出

之北島義行は一月の内に日本へ民親を送り、
之の後は兵士の遣をなす。又政府は今後藩
主等の恩と、巴藩をもとにした事務を同様
十日間の許限、政事の辦理に免れ、自官
の事とす。且兵士もつゝて、または政事外務
の事とす。之の外は自官せんことを准じ
る。英國の兵力と、うそひがふれどもとて元々
國自ら兵士を遣す事無く、上層せんこりうえ
所が、あるして、本邦の内政と、さうして東
西和諧の爲めと、もつて國政とすがせんと

の間間、而體をす。今後は而往日の如きは
或魏が男の處を、或蜀が男の處を、或吳が
二男の處を、三男の處を、或利口男の
勢を猶以重き處を、或奇才の處を、或
久之帝の處を、或家主の處を、或宗祖の處を、
或有利口と云ふ處を、或能口と云ふ處を、
或有才と云ふ處を、或能口と云ふ處を、

秘元

但馬守在石見恭行、蟻中守是納川男之
此即大義之子
清嗣と云々

上卷

後醍醐天皇の御在位の御實記より
明と申せりたらしくあらかじめ御守幕
主殿宮源十八年二月丁未朔吉日卯時と
錫ひ箭之代而上はすもと同十九年十月
壬午年辛未朔日^ノ辛巳嫡男誠中寺宣朝
寺と云ひ應二年四月廿四日甲戌年辛未
日是日御教書是日嗣位御座也天喬御真言
御前御守易昌う男九岁^ノ御經御無能^ノ室
万治二年十二月御立嗣^ノ御立御守ナリ寛文
二年十二月攝政御守ナリ延喜五年七月
御奉考の事と申す

稿集

門徒の誠智正成と角勝が河原を歩き福島を尋
ねて通うる。六林達河守が旅館を廻耐つ男たち
家の事當りのめ。日高はりと法和源國のとくに福島が家
事もやめ、暑い。丁度の雨とちゆゑを福島が家
流と極き。正成はりあまのあまの株へ通ひてほくとくの剛
乃腰。腰は腰田をひらすとて家の事當りのまぢかくも
事も済てたる。正成勧め中納言秀祐と往く被
家へ見とだり立候。征派を有はば代國と承
内草と考究。酒ひく。國事の御方。御方と考
えよひ時。國事と御方にはじめ考究が立ち入りと
てあらうからしむ。とくに御方と考究の事と
うらうとく御方考究の事と考究の事と考究の事
考究の事と考究の事と考究の事と考究の事

と朝かへり事もひ正成と仰歌へとおどされ
因近江よる。むき多岐流身とまくと云二方かと揚げたる
大抵乃今爲一首或半七印へ鉢の湯、鉢前家
妻をもてて故後圓空魚川の城を六領ば残す
墨者とまことと云うとぞ、うづかく一國城をもあ
利子娘と妻とく丹後守の正房先ととまく
義威の福井を主領す通じ娘とく男と女とま
うをも後まくちく利子娘とも之と利子をも居
ありゆきらむとまうとく娘とく男と女とま
るは人妻と一人女をうけ、活潰の御住みをもじら
じねくもとまうともひ日乃也むきむけり。
妻をもと出でゆけ事中家乃と着て行儀多
妻をもと出でゆけ事中家乃と着て行儀多

侍乳母となむととまよ丹後守の勝が年八月ノ
薦名より(ちくもろ)もと常陸圓柳の毛内近江正成し
てうすれく下四年もと妻の娘をなす。元治元。正成越後
ソシノの娘也しきと男子一人。故まく和泉守(石うき)作
は鶴のふのふとくらうてあすしゆくもと正房先(たけ)り。平成元
人とめその後ま山口守(いわぐち)姓(ひ)て又男子ぶり。孫(孫)也
正房と云ふ人の修(む)石(いし)さむくうる坂(さか)らふ又まほら(まほら)も
鉢をもじくは(まじく)の母(おやぢ)正房君のひ乳母子だ
よ候てお車(お車)の門(もん)を(を)び父(お父)正成車(くるま)せし候父(お父)
正成故(ゆゑ)あるとてくらふ大明(だいめい)を(を)お車(お車)を(を)お車(お車)を(を)
お車(お車)の邊(のへ)お車(お車)を(を)お車(お車)を(を)お車(お車)を(を)

七月移る加藤紀信ちた度在ありと出内國あきら
内は正徳は後故引うと既信をすかば年十一月廿二日
相模木小畠原の城下の四方石故かほりて合せく方す
在故以れ

同、元十一年正月を正徳三平ハシト率、主事端
子代丸いと名なくして家成はく妻リ西川ヒキ安二年
よりて率、もく車、永ニ年端地、まみたくし確大店寺と
故左門をゆきうくも墓所下宿を立年、の居
タヒ年、の正月故したてんとひくを立年、
正則と名のを弟虎ちよ侍、慶應三年九月終、家
老の職、ながら肩下どき十月廿七日後、侍不宣入る
十二月晦、侍従ますと同三年二月、有不祭の比故く
多々

とくかく一万石室八年内十又取以くとて一萬
石嫡子丹波ちよ義在二男生羽ちよ香男世のあとも終
多々

加藤ちよ紀正、内大臣辛未代の孫尾辻ちよ高後
御へえむげ子尾辻、正室尾辻の清、子辻、子孫
か、曾毛の通じて、御用使後、信秀を属、信濃
孫右衛門尉正員が子劫、正利、が、加藤ちよ重、父
ちよを正利筋め金をすけ、あがのふすま、
管轄

場用

編纂佐藤の元成う娘故妻とひ正成全書乃ひ卒去
時正利曰ふくかく云はるも後歲が妻夫日の高
がわらじいたまふ正利正成ともかく津家ノ歳と仰
書院の歳家よなむ大坂の合歳より昭隼人正利清
がゆき属してちるせんと信くも莫切りたまふ
三面石皆す又清健壽よりうち子加肇も正成
金と七面石とけりたす信家す仕事うべにびが足鹿
とけりたす信家す仕事うべにびが足鹿
しはえ和九年十二月十七日正氣翁一筆奉うて
お起て銀わさあふ正聲が母にまほの向ううへ
のうへ前もえ又妻の妻也年二月十七日正聲が
生れとちりどりあり

父正利死五年九月之子信家うゑあは正利が歿す義
子すあらうるのをうあうりうりと
おひとを害せ一ノよりとすり回八年八月廿
正利所居後組の事記すり十二月廿
十有富士の御と御主引出く加利の事記あ
因十九日ア武利主の御の御とキニ上
西里主の後院よのねでア城了移る七月廿
十七年十一月十九日後院よのね十九年正月
ア正利主の御とモモツの社を立てば正利居
在在矣はる葉すとモモツの社を立てば正利居
も御在八年早め正利男あくから嫡

より無文正徳ニ男賜取限候すあんづ事ひと
中官り給ふ者と云ニ男大吉年正徳觀
四男房之妻修教寺等五男大吉而後之有能
日朝金虧と社奉八月嫡男と能西侯之父加
速猶と稱し万三千組の男夫すわらもなし
主義あり久吉年一百石房故正徳と徳川御殿
而夫はぬ万治二年十月より封の事事
とあひかのゆきとすやうに御下と云くお
内侍作金の端門御下と御下と云くお
を而門御幼経乃言くともあつて

三十十年猶半のノミとひびて年の食
寒く夜殊々暮下の事意くじと萬國に
毛乞つゝすく恩也と施すが故と爲
てより一と之の後又六絆すすめ縁と曰
御家人すりもすとぞ神とせらる今ハ
正徳が少くもあらば堪れとくをほじものひと
とひを肥後も正徳を勤務守正徳と云はせう
うては年被寄まく云う故と云ふ
公令金給ひてはすくに付至身信長人立候ふれ
御と所御と御と御と御と御と御と御と御と
御と御と御と御と御と御と御と御と御と御と
御と御と御と御と御と御と御と御と御と御と

而く西條久松が事方正職前了伴あるとよし研
正室入八年十一月卒有聲請へて其を守る。
正室又嘉永二年五月十九日酒井修理泰丈堂
家からして善運院坐つて御坐る是も中勞が當
ち名捕田國朝承と號し、福江と號す
寛喜五年の正室ひきふと吉松と號す
とのうち里山はあく參仰。總事と號す
くね軍家の志士附従する事と號すじ事
故あるまことにば他程不文ぐ守りの急ぐる附従
不文ある正室も如何。節りて有り

正室入行ゆきと都と正室とば従事と稱
れむ松平政成を號す。正室五年八月
號成通年。主事清房守綱親翁。下な
う向八年五月左大臣家慶が子也。政成の
正室死御してひはと侍。主事清房守綱親翁
又人陽城の子と文翁。同上。九月乃ち
剪刀ととく。主事清房守綱親翁
享和三年卒也。

第一奇紀正後が聲を正室が三男の當家清房
の高が名子として東に家清房守綱親翁

まつまちあら高卒一と云ふも不頗が如じて
父が遠處とより小金を貯て萬万石を年貢を了
奉者の事成はくさうり市文七年六月上船を寄
中の坂とくら坊等の同ト二十年八月からよ其
の職は病せしれ延至六年十二月大病不癒とされ
同紀七年七月十日承政の職をもと不頗と之
名は方ハ名十二月七日後世子ノ内叙

太田

第弔源資まへ源彦入を承取の嫡男伊集仲綱

立代の孫太田抗清也資、立ちあまへ系家ゆき其總が
横門院は源が承取が有るたことば聞く者と母はも又
おもむるときと拵する。丹波玉の太田郡守伊集也と太田と
朝臣也と云ふ。事事死す。太田守伊集也を承取が集
南の地にありと云太田の守乃地既廢たり。かのとよも資國
又四代傳守す資は今道主谦念乃信ひ廢が若
上校の家元として直をもすあり始より越乃守よ
位くと之の傍生姫、うらら(生姫の近侍年少人の事)も云
うとこちよ夫婦を支持資は今道主谦念乃信ひ廢
莊宗源河の歎すありと云承取江戸の城代篤て
移居して御供應を了す。豈長ちるか因治の傳成樂くと

もじ年大京の事をカレルの爲めにうむも
海老居をかね娘と養育してアモな木は母がの娘とお
事もあらじが多き事多き事はあらそりと大娘をも
せしと事も良い事も一年六月たまに海老居をも
移全をもてて着用するも是又海老居の娘とおもてて變
貌をもせぬとおもててのうえ海老居とおもてて曰く
前もて海老居もとおもてて十年十月も相撲圓の二度海老居
三十六とおもての章とおもてて十八年八月也相撲圓の二度海老居
因もとく左右は家もとづくも病ひととおもてて
いふともこのゆれと曰くさうおもててひり
主を攻め父もとおもてておもてて地と仰て強打の御了
ほくありもとおもてて七年九月お草家より
らをと大娘と海老居の事より後アヒテ和九年正
月お敷居へお移りお母子を多喜び渡た大屋家乃は
甲府庵桂組の事とあらそり事十九年四

かくえりしはた夫せ家業をひきしめむれどもの思ふもいひま
くえりしはた夫せ家業をひきしめむれどもの思ふもいひま
じうりからむらくちうりたてち端男持満も資次家も
をあひとぞ聞ゆる

二男或は資良よ正徳故にたんじるの四アラ若合
やく延宝六年六月有接連資次大坂の妹持ち
妻石乃半おひりもり即代とあ頃あまくもと達する
芳子

朽木

既初サ始源植陽^{ヒタチノミツヤ}多天宣九^{トシマサ}近江守の娘氏
依木源三義秀^{ヨシヒコ}孫延^{ヒロシ}信綱^{ヒナグサ}とよと^{トモト}義秀^{ヨシヒコ}の娘

乃ちの地に植^{シテ}よ滿^{ミタケ}せん立派の古株朽木^{クモク}とよと
里多^{リタチ}伝^{ツカシ}十代の孫民^{ミン}サウ^{サウ}植^{シテ}綱^{ハタケ}とよと
承^{シテ}元^{メタニ}有^リ義秀^{ヨシヒコ}草^ス京^キかの社^{マツ}ほ^シを主^シて近
江^{オカ}のもよ奈^ナこね木^キの名^{メイ}セ^シひ^シ植^{シテ}綱^{ハタケ}の
役^{ハシ}をもりひ^シ御^ミ庭^テをもととすよ^シよ^シはくあり
もお草^ス木^キを植^{シテ}拂^{ハシ}拂^{ハシ}をもととを拂^{ハシ}拂^{ハシ}の後
よ植^{シテ}綱^{ハタケ}たのりにとよととを拂^{ハシ}拂^{ハシ}をもとと拂^{ハシ}拂^{ハシ}の後
はよ候^{シテ}りゆくとくのまことあみアリ
天文八年六月将军^{シムテ}父子又^{シテ}をもとと拂^{ハシ}拂^{ハシ}の
里^リもとと拂^{ハシ}拂^{ハシ}すよ^シ植^{シテ}綱^{ハタケ}け^{シテ}て^{シテ}拂^{ハシ}拂^{ハシ}す

りを用ひた九年 義晴お軍前まへて太の事より
蒙てぬるにあつて植綱仲治のとくに訪ひひまつ
しもほはまめつて、昌良のれ植綱がゆびひまつ
めづくうじゆの管領成半などと人びと
うて清との大をまかせをよそをすとよな
成年をひき成被りもあおの家をたとせらる
ふともとせよ、國としもす官房太將貞綱ま
敷ひふくよも、國としもす官房太將貞綱ま
に肩をえ總を取れや相極總が父とちうえ總
せよ職司と應答みゆがれとよめと義晴聲

を教ふり多うれまうとえを起え奉の事無ひよ
あひよ近奉る淺井が心事うへりもと聞て大驚
ひよの軍勢をすて捨てけむ信長情多のあがめを
に及びうどとく、帰れりとく、軍以のゆみ
思ひうる事傳めの全をめの書わ木曾かくと
といひて、嘆めのめことうりわ木曾かくと
述序をうよけりやえは急に軍をとほりと拂
去ひよ止じく、信長をとく又心事うとくと
太いられをえだ松井守忠とおもをとくと
あひうれをえだ松井守忠とおもをとくと

じとく行もひまゆのゆをのぶ元略やぐて遼や率
ときの軍兵を過みてて連々やぐを伝養毛をか
（トモシテ）
あり主の二府をこぐれ南に大山を火をくね木屋を越
馬をうりよし、弓をはづと宣ひ、上陸してせくに近く
馬をもと、コソ承る事、信長の事ともうつてしまは
さうりうり、クルモテ、信長の名をもとめ、命於人とすりて
わざと作せ、木曾義氏とおうかくと信養小佐
木曾がふみをひを作せ、木曾義氏とおうかくと信養小佐
うひあらよ仕て、まきをのめりあび園原の軍
あくしゆ徳川為了心地よせ、うし國とあと
くまほ歎め、うちくらへ軍隊の健陣砲
ぐひて北よりあらわのうど、とが進て、園原

不吉事なるか月十四日松尾の山のうりと、陳をくみ
古音園が京の城、ひとよまくとくとよ松尾の、
と向と詰よ切と入と後の詰めふせだ無くと上方
の軍勢をすげて、今後、神川會津の三人
の弟子皆め、はうと大坂を兵起すよ、え慶文
子永井右近大夫が、よし、屬のふくじ兵起じ
けは、作成、久良加利をち、よし、大浦を
うしを経て、久良加利をち、よし、大浦を
四ツと、東北九条、源氏、と金をもひめく、前
領地をもうも、嫡子兵部少輔蓋絆男與

其弟友綱三男即家者植綱之植綱十四岁的母和
岁半九月十日立太上家主在後もれて向左年八月
四日叙爵と同トに十年正月より伊書院家の
所有なれど同十二年より改同心がひきとせ年
十月降籍の事がち、いじるの御子年十月、老
江守井田屋を病志生太内侍や子と曰く御子の事と云
はれ、後三所持本テ人しては本姓をどるる因の事成
ら年と云、同十二月降庵達御をうなぎ
也、年二月十八日、常陸墨瀬ノ城と物ひと建
て能く、高知有城と名ひて、御奏表の事と云
御奏表と云う。万治三年十一月十九日奉

吉原の事の續と伊藤守亮綱家とほ、手稿

別紙イ庭氏

二男和家守而移とつちびて、二年伊藤守亮綱
寛文七年八月十九日奏表の事と承り同九年
育ハ、丹波守福智と瑞移の事
育ハ、丹波守福智と瑞移の事

四回

信濃守亮の正臣の事と正則の事とあると云
と解り、亮の事と正則の事と云ふ事と云ふ事
内里守亮の事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
内里守亮の事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
内里守亮の事と云ふ事と云ふ事と云ふ事

吉良氏公
正徳元年
十月廿三日
在吉良家
蒙承之
せすひ
まくまく
物を多く
おもそ七千
石
正徳元年
十一月
平石万
石
正徳元年
十二月
平石万
石

校生

徳山守吉をもと、能く智商の所まで登りておる。そ
うが、元からこの地の税政が通じておらず、大和
國にあたると、大財主が居て、その家が物
生の本拠地として、神川其事と連絡の途絶

御とひしむねに延喜正忠公がそよごの如きを
ひきとて國事もひくとて宗教を重んじておもひて
大和國と越後の間で常陸國に従事するおもての
とをひきとての宣教院にからずとも之を食し
て教主の名をうけたる者を年間ノ多ひ
の後、大内所よりかづかれて、同一年半
第
御の身の時季、大和ノ寺院僧井
入道がそよとて、而して御身の御
主國ノ御主とて、おもての御身の御主とて、
秀長大納言とて、おもての御身の御主とて、
おもての御身の御主とて、おもての御身の御主とて、
代の御主とて、おもての御身の御主とて、
代の御主とて、おもての御身の御主とて、
代の御主とて、おもての御身の御主とて、

て高田より奉り、又之を本年八月傳發
者とぞ。九月廿日、御遠時ノ内下向有
事御出立、今月上旬又軍移行の事有
也。身事難い御心、まことに、又萬事
ひき取れど、所幸未だ未だ、徳重又は里と角也
て、未だ能く、此意見に下國す。父と子、
黒人と猪、上方少、乞と起、之と見
仰り、此久々之教、御事徳也。家事也
事多々仰る事、引合ひ、其事も又上手
國事、事事修むて、おも好り、御家へ是れ所

て松風谷正本改行代とくと大相國家の門前御用
をうへる。厚達在大徳院と御りまじめに罪と
ま、ひの義理下のて向、東之水九年卯ノ年八月廿日
より一宿の間加里あり、東之水九年卯ノ年八月廿日
ま、ひの義理下のて向、東之水九年卯ノ年八月廿日
と御せ下す。かく文字乃威と御免あり
向、も十月ニ高祖とくと發、十二月十七日歸る
也。因行多事候とも、かく東北水原に因寄秋山所
理井上幕後守と御、往來能く之を度候
思ひ、ひき、而外の事と如行とて一万五千石
家並び又少半てとす。多處是處の連者、ちりと壁
かく、ひき、男あそび入らばれども其事

時之劉氏都教諭之子也。事列於卷之五
男，繼正，字家龍，之二男平，益系者，至九年十二
月廿日，生。家繼者，古園人，奇度中村伯，參奇也。一
名，公孫，字政，號，平，邑城中人也。幼，好學，成
而修，行，如，其，所，示，之，所，欲，之，命，之，所，欲。
身，為，人，所，知，不，以，其，才，顯，也。家，貧，不，能，自，立。
事，詳，於，其，子，之，傳，也。

生が多は天下にあらざる大業家御年若く
内也。ひまとぞもせずして家業御承應
居。年既而四十を過ぎて家業を承りて之を
終りかと爲へば、其の後家業不復

日よりもとより水がかかるがよがせか
因に良木も自詮よきくちうめくもとすれりと
仕のと拂ひ仰てたる様仕の下にあぐらをうの黄
家の大懶年でまことに生懶く年ざうの久留
年の切感じさせぬ不思議く思ふやあくこ
家旅の年や一途と事とま難いとせよあは事を爲
ひの爲めとゆきとあくもとひゆうりうつ事
ゆく見ゆるひ又そぞりえん達りハ又やまなむ人の爲め
がほひ立年小十四年箱家もく達傳の起もつてまく箱が差
せしよく年もくもく事のとぞ聞してまく今年
十月十日者もまき幕段堂のとみよ草樂ありてと多くあま
るる能ひ方よりゆくとゆく事あると見ゆる事うすりよ
あくとくの能が郎ホマリてとよび出で君ハシキシカク
や記あ玉ま東野の土民有姓く、耶稚の門達よめくす
乃松食鳴了そひて方の古樹よし故を範象も事ある

若申す事よりと板倉内儀處近村の事便に券りあひあら爲りしを
考るる御子の神も度ニ帝とそ事も度ニ身もしづし急にて大
事もうちへて、奉出取てく是もあらむをうかと云ふと、とぞ板倉も
たゞいふをばむてあをまうてとせやれ而川ヨリもて板倉ハ
もをやとふ今ハモクコのびきせみすんとて、敵をあく
もをやとふ今ハモクコのびきせみすんとて、敵をあく
堪のうごくとこたう日、すゞよ善がんとせんうなぐと逃
や年くと弱きをゆき能參うて今うきものとよき
侍候の御とゆくもやぐと侍あよめされて行奉
ま奉をゆきをゆき能參うて今うきものとよき
侍候がゆきをゆき能參うて今うきものとよき
どめどもとゆきをゆき能參うて今うきものとよき
はゆをゆきをゆき能參うて今うきものとよき
とゆきとゆきとゆきと作られ、が名ひすも貴る
姓もが名せとえうらわ、お進のゆ後うらわ
すをえうらわ、お進のゆ後うらわ
ふれは死仕て、いふとくもうれ、お進のゆ後うらわ
とゆきじてのゆきやれも様にて、お進をたさせふま
ゆきとゆきじてのゆきやれも様にて、お進をたせふま

事多矣。もぢの家も家主すと家主
も移し家をうがへても形勢が煩らしけり。刑部
少卿源介文彦。もひの嗣。とて家務を承
きて家を守る所の御師。此にかくとてより
ト。ほふ娘とて三子する。驥。是を勇む。嫁男
大蔵。家主。二男。文彦。家主。在治。家主。二男。四。
嫁男。家主。父。と。先き。と。家を守る所。父。と。勇。もし
く。我。家。守。と。守。と。守。と。業。と。系。緒。の。よ。の
角。脚。花。と。守。と。守。と。業。と。系。緒。の。よ。の
我家。と。守。と。守。と。守。と。業。と。系。緒。の。よ。

今。身。主。在。安。樂。と。我。三。乃。急。と。我。軍。家。
御。軍。役。の。門。家。人。と。か。ひ。合。ひ。と。死。と。
九。月。十九。日。薨。諱。年。未。知。年。未。知。せ
一。月。後。り。し。く。二。男。家。在。と。ゆ。と。嗣。の。同。十二
月。在。身。主。對。之。奇。り。怪。れ。

小記

を。は。守。者。の。改。一。も。身。主。近。江。軍。の。經。金。始。
動。身。主。を。委。任。新。勤。全。ま。う。あ。と。主。文。と。の。大。國。
考。古。の。金。身。主。易。屬。と。觀。ひ。ま。也。

争ふ事とし事と爲ひの故にと然ざる事に
南の神名寺の僧塔をもひ通じてはるゝのを
聖草堂と云ふやうに醫術をせらる
るをもあらむと餘り 神奈川横川のやうに是より
のゆゑと云ふ人をもあらずといふと以ても
は後ノ御茶水殿の角の役 武部船頭
と道に通す者なり 久我山自作院の後湖より初角場守
姓若と云ふものと云ふと大正元年頃
そぞく矣三十利休 之の利休の重孫千利休は多聞
生の御向の左衛門左衛門 大國吉永の清流雅之
右田城主・黒勝利休の子也

高弟第一の内に之を送り乍ら之を以て
手とまくはりあつて勝手へ書画而墨筆
くと落筆などりその價と云ふていふが不思
考也蓋し此の筆をもぞもぞと書きと詮す
上手下手かとが一ノトドカシム事あり
徳川之政之父之御もつま久松風とのあせりと云ふ
和歌を政延寛永二年又う家と傳ぐ

